大阪市告示第1380号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年10月15日

大阪市長　　横　山　英　幸

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第６条第１項の規定に違反するので、令和８年10月29日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公　園　名	除　却　実　施　場　所	物　件
竹島南公園	西淀川区竹島４丁目１番 （竹島南公園内）	自動二輪車 （車名・色ともに不明）

（建設局総務部管理課）